

令和3年度 多子世帯における都立学校授業料等支援事業について

東京都立桜町高等学校 経営企画室

「多子世帯における都立学校授業料等支援事業」とは、授業料等に対する都の給付制度です。認定されると当該世帯の都立学校に通う生徒の授業料等が1/2に減額されます。詳細は別紙の「多子世帯における都立学校授業料等支援事業 授業料等減額手続のお知らせ」をご確認ください。申請をご希望の方は本校経営企画室まで書類の提出をお願いいたします。

なお、**授業料等の1/2減額が適用される期間は申請した日が属する月から**令和4年3月までです。

例：令和3年7月30日付の申請 → 減額期間は令和3年7月～令和4年3月までの9か月間

令和4年1月15日付の申請 → 減額期間は令和4年1月～令和4年3月までの3か月間

1 対象世帯

次の2つの要件を両方とも満たす世帯

- (1) 所得制限により、就学支援金の対象とならない世帯（年収目安910万円以上）

※ 詳細はリーフレットをご参照ください。

- (2) 保護者等の扶養する23歳未満の子が3人以上いる世帯

2 提出書類

- (1) 授業料通信教育受講料減免申請書

- (2) 扶養親族等状況届

- (3) 扶養する子の3人以上の健康保険証のコピー（保護者等が扶養している令和3年4月1日現在23歳未満の子がいることがわかる書類）

※ 健康保険証から扶養されていることを確認できない場合、「扶養親族等状況届 2 扶養申立書」を記載する。

3 提出書類取得方法

本校ホームページから申請書類をダウンロードし、印刷してください。

4 提出時期

随時申請を受け付けております。

5 提出先

桜町高等学校 1階 経営企画室

6 注意点

- ・希望者のみの申請となります。希望されない方は、提出書類はありません。
- ・ご不明な点がございましたら下記担当までご連絡ください。

〒158-0097

東京都世田谷区用賀二丁目4番1号
東京都立桜町高等学校 経営企画室
学事担当 TEL：03-3700-4330